

(表面)

令和 年 月 日

窓口に 来た方	住所	南会津町		
	氏名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
			電話番号	

住 民 票		印鑑証明		※マイナンバーカードをお持ちの方は「タブレット端末」から申請することができます。			
住民票	どなたの住民票が必要ですか？			記載する項目		必要通数 300円	
	☐ 本人 ☐ 世帯全員 ☐ 世帯員（氏名） ☐ 別世帯 ①住 所： 南会津町 ②氏 名： ③生年月日： 大・昭・平・令 年 月 日			☐ 記載なし ☐ 本籍・筆頭者 ☐ マイナンバー ☐ 住民票コード ☐ 外国人証明事項		世帯全員	通
						世帯一部	通
						除 票	通
						記載事項	通
						そ の 他	通
印鑑証明	本人	登録番号					通
	本人以外	氏 名		登録番号			通
		住 所	☐ 住所と同じ 南会津町		大・昭・平・令 年 月 日生		

戸籍関係		※広域交付による請求の方は裏面に記載ください。				
どなたの戸籍証明書が必要ですか？		必要通数 ※符号のみの交付は「50円引き」				
1人目	☐ 住所と同じ ①本 籍： 南会津町 ②筆 頭 者： ③必要な方： ④続 柄： 本人・配偶者・直系親族（ ）・その他 ⑤使 い 道： ☐ 相続（出生・婚姻から死亡） ☐ その他	証明書の種類		本籍	符号	広域
		戸 籍 450円	全部事項	通	通	通
			個人事項	通		
		除 籍 750円	全部事項	通	通	通
			個人事項	通		
除籍謄本			通		通	
2人目		改製原戸籍 750円		通		通
		附 票 300円		通		
		身分証明書 300円		通		
		戸籍の附票に記載する項目		届書内容証明 350円	通	
☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙人登録情報（該当者）		他（ ）		通		

↓「別世帯」の住民票を請求、戸籍の続柄が「その他」の方は記載ください↓ ※委任状又は権利行使のための書類が必要

請求事由	提出先

職員使用欄	本人確認書類	個・免・旅・在・他（ ）	受付職員	
-------	--------	--------------	------	--

戸籍証明書等の請求書（広域交付用）

請求者 (窓口に来た人) ※本人確認書類は写真付き 公的身分証明書に限られます	住所 ☐ 表面と同じ
	本籍 ☐ 住所と同じ
	フリガナ 筆頭者の氏名
	フリガナ 氏名
対象者 (必要な方)	請求者との関係 ☐ 本人 ☐ 配偶者（夫又は妻） ☐ 直系尊属（父母又は祖父母など） ☐ 直系卑属（子又は孫など）
	本籍 ☐ 請求者と同じ
	フリガナ 筆頭者の氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
必要な戸籍の範囲	☐ 対象者の現在の戸籍
	☐ _____の現在の戸籍
	☐ 対象者が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍
	☐ _____が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍
	☐ 対象者が生まれてから現在まで在籍した戸籍
	☐ _____が生まれてから現在まで在籍した戸籍
	☐ _____が _____歳から _____歳まで在籍した戸籍
☐ その他（ _____ ）	

広域交付による請求に当たっての注意事項

1. 請求者について
戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。（代理人の方は請求できません。）
請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。
2. 本人確認書類について
請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。
3. 必要な戸籍の範囲について
必要な戸籍の範囲について記載してください。記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。
4. 対象者
請求対象の戸籍等を特定するために使用します。対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。
記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合があります。
5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について
広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。
対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には、広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍の市区町村に請求してください。
6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について
行政機関が使用することで、戸籍・除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16桁の数字）を発行します。
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので、詳しくは手続先にお問合わせください。
7. 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。